

- 令和4年電気通信事業法施行規則改正により、契約の解除に伴い、所要の額（例：期間拘束の違約金は一月当たりの料金に相当する額）を超える金額を請求することを禁止。既往契約等については当該規律を「当分の間」適用しないとする経過措置を設けた。
- 更なる消費者保護、競争促進に資するため、経過措置の廃止時期等を明確化することが必要なところ、今般、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第6号）の一部改正により、以下のとおり、段階的に経過措置が廃止される。

2025年6月末（経過措置の一部廃止）：省令に不適合な既往契約等の更新不可

2028年6月末（経過措置の完全廃止）：全ての既往契約に対し期間拘束に係る違約金等制限を適用

上記を踏まえ、事業者においては既往契約における不適合条件を省令に適合させることが求められる。

（廃止方法）

- 消費者トラブルの誘発を防止するため、完全廃止に先立ち、省令に不適合な既往契約の更新を不可とすることで、省令に不適合な既往契約を減少させつつ、長期の期間拘束契約に対応するため完全廃止時期も併せて明確化。

（廃止時期）

- 大半の拘束期間は2年または3年で設定。2025年7月には改正省令施行後3年が経過し、大半の契約で少なくとも1度は更新期を迎える。契約獲得等に係るコスト回収、システム改修等経過措置の円滑な廃止に必要な期間にも配慮可能。
- 一部の事業者では3年を超える期間拘束を行っているところ、2年契約で3度、3年契約で2度の更新を迎える2028年6月末を超えて不適合契約が残存することは制度趣旨に反する。

（経過措置の廃止イメージ）

